日本原子力研究開発機構の大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の変更認可申請に係る補正の対応状況について (令和元年6月6日 新基準適合性審査チーム) 資料 1 — 4 に対する回答

> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 環境保全部

## <固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設工認申請>

番号	ご質問	説明日		回答 (要約)
田勺				補正の状況
	【竜巻】 事業変更許可申請書においては、竜巻影響に対するハード対策として、「消火設備のうちガス消火設備については、屋外等に敷設している配管の損傷を防止するための設備を設ける。」としていたが、本申請のガス消火設備配管類には損傷を防止するための設備は設けないのか。	令和2年11月25日	回答(要約)	屋外等に敷設している配管類の損傷を防止するための設備として、固体廃棄物減容処理施設建家とガス消火設備ボンベ庫を設ける。 屋外等に敷設している配管は、固体廃棄物減容処理施設建家とガス消火設備ボンベ庫間に挟まれた狭隘な部分にあることから、固体廃棄物減容処理施設 建家及びガス消火設備ボンベ庫が、配管の損傷を防止するための設備として機能することを評価した。この結果、屋外等に敷設している配管に影響がな く、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	固体廃棄物減容処理施設建家及びガス消火設備ボンベ庫が、配管の損傷を防止するための設備として機能することの評価結果を設工認申請書に追加した。
	・屋外等に敷設している配管の影響評価を詳細に説明のこと。	令和2年11月25日	回答(要約)	配管類に対する水平方向の荷重評価(複合荷重)と、屋外に敷設している配管類への設計飛来物の影響を評価した。 この結果、屋外等に敷設している配管に影響がなく、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	配管類に対する水平方向の荷重評価(複合荷重)と、屋外に敷設している配管類への設計飛来物の評価の結果を設工認申請書に追加した。
No.1	・縮小損失の断面積の比0.3 と圧力損失(損失係数)0.34 の根拠を 説明のこと。	令和3年2月5日	回答(要約)	縮小損失の断面積比(0.3)は、固体廃棄物減容処理施設建家とガス消火設備ボンベ庫の間の隙間に流れる風は、ボンベ庫の半分とさらに4分の1が流入するとし、この開口比(2.0/6.4の比で0.3)より算出した。 圧力損失(損失係数)(0.34)は、機械工学便覧より単位高さあたりの面積について受圧面積をA1、流路面積をA2とし、A2/A1=0.3の場合の収縮係数より算出した。
			申請書への反映	より安全側に複合荷重を評価するため、評価モデルを変更したものを設工認申請書に追加した。
	・評価結果及び理由を表形式にまとめること。	令和3年2月5日	回答(要約)	評価結果及び理由を「屋外に敷設している配管類への設計飛来物毎の飛来物の有無、到達しない理由及び評価結果を設工認申請書」にまとめた。 なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	「屋外に敷設している配管類への設計飛来物毎の飛来物の有無、到達しない理由及び評価結果」を設工認申請書に追加した。
No.2	【竜巻】 設計用飛来物による貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さが事業許可 申請書記載の値に比べて小さくなっている理由を説明すること。	令和元年7月24日	回答(要約)	理由は、固体廃棄物減容処理施設固有の設計仕様を反映し、「建築工事標準仕様書・同解説(JASS 5N)」の規定によるコンクリート設計基準強度を用い、事業許可申請書記載の値21N/mm <sup>2</sup> から24N/mm <sup>2</sup> へ変更したため。本変更による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	設計用飛来物による貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さが事業許可申請書記載の値に比べて小さくなっている理由を設工認申請書に追加した。
No.3	【竜巻】 その他竜巻影響評価について、事業変更許可申請書に記載されている評価条件、評価結果と差異がある場合には、説明すること。	令和2年11月19日	回答(要約)	許可書における廃棄物管理施設全体の網羅的な評価に対して、固体廃棄物減容処理施設固有の設計仕様を反映し、評価したものと、許可書の評価に対して、より厳しい条件を想定して評価をしたものがあるため。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	評価条件及び評価における数値の差異の理由を設工認申請書に追加した。また、変更している評価条件及び評価における数値についても設工認申請書に追加した。

番号	ご質問	説明日	回答 (要約) 補正の状況	
	【森林火災】 防火帯相当のエリアを事業変更許可申請書の7.5m から9.0m に変更 した理由及び妥当性について、説明すること。	令和2年11月25日.	回答(要約)	防火帯相当のエリアを7.5m から9.0m に変更した理由は、廃棄物管理施設周辺の樹木を伐採し、9.0mで管理でき、森林火災での施設への影響をさらに低くすることができるためである。
No.4			申請書への反映	防火帯相当のエリアを事業変更許可申請書の7.5m から9.0m に変更した理由を設工認申請書に追加した。また、妥当性を示す資料を設工認申請書に追加 した。
	・防火帯相当エリアの管理方法を説明すること。	令和2年11月25日	回答(要約)	具体的な管理方法として、防火帯相当エリアとした9.0mの範囲の一部に芝草が植生している箇所があるため、コンクリートで覆うなどして、樹木及び 芝草が植生しないような管理を行うとともに、下部規程で防火帯相当エリアの9.0mの範囲の維持管理を定める。
			申請書への反映	防火帯相当エリアの管理について、下部規定で定めることを追加した。
	【森林火災】 樹冠率を事業変更許可申請書の0.3 から0.067 に変更していること について、周辺の森林の状況を踏まえてその妥当性を示すこと。	令和2年11月25日	回答(要約)	森林火災による影響評価において樹冠率は変更しておらず、評価結果の外壁温度約135°Cは、事業変更許可申請書と同様の樹冠率0.3 の結果である。事 業変更許可申請書の樹冠率0.3を下回ることを確認するため、申請時点での固体廃棄物減容処理施設に最も近い東側の森林の樹木の植生状況を現地調査 し、その結果、樹冠率は0.067であり、0.3を下回ることを確認した。なお、今後も樹冠率0.3を超えないように植生状況を管理する。
No.5			申請書への反映	固体廃棄物減容処理施設周辺の森林の状況と、樹冠率0.3を超えないよう下部規定で定めることを追加した。
	・設工認に記載の樹冠部面積46m <sup>2</sup> の算出根拠を説明のこと。	令和2年11月25日	回答(要約)	東側の樹木の植生状況を現地調査し、密集度が最も高い範囲の樹木の樹冠部(樹木の上部の枝及び葉を含む。)の大きさ、本数より、樹冠部の合計面積である46m <sup>2</sup> を算出している。
			申請書への反映	樹冠部面積46m <sup>2</sup> の算出根拠を設工認申請書に追加した。
No.6	【森林火災】 その他森林火災の評価条件について、事業変更許可申請書に記載されている評価条件、評価結果と差異がある場合には、説明すること。	令和2年11月19日	回答(要約)	森林火災による影響評価に係る評価条件及び評価における数値の差異の理由は、廃棄物管理施設の現場状況を反映し防火体相当エリアの距離を変更した ためである。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	防火帯相当エリアの管理について、下部規定で定めることを追加した。
	【航空機落下】 航空機落下確率評価について、有視界飛行方式民間航空機の小型固定翼機及び小型回転翼機の評価に用いる $\alpha$ を1 とした評価を実施せず0.1 とした理由について、説明すること。		回答(要約)	固体廃棄物減容処理施設(OWTF)は鉄筋コンクリート造のため一般的な堅固な構造物であると判断し、小型機が落下した場合においても、その影響を及ぼす範囲が、戦闘機や旅客機に比べて著しく小さいといえることから、大型機の場合に対して $1/10$ という係数を乗じ、「 $\alpha=0.1$ 」にて評価した。しかしながら、保守的な評価として「 $\alpha=1$ 」で評価する。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	有視界飛行方式民間航空機の小型固定翼機及び小型回転翼機の評価は「α=1」で行うこととし、評価を設工認申請書に追加した。
No.7	・ 「 $\alpha$ = 0.1」とする場合は、「堅固な構築物」であることを説明のこと。	令和2年11月25日	回答(要約)	保守的な評価として「α=1」で評価する。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	有視界飛行方式民間航空機の小型固定翼機及び小型回転翼機の評価は「α=1」で行うこととし、評価を設工認申請書に追加した。
	・評価において標的面積、実面積のどちらを用いるか説明のこと。	令和2年12月11日 -	回答(要約)	固体廃棄物減容処理施設は東部に独立して位置していることから、実面積で評価する。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響 はない。
			申請書への反映	実面積での評価を追加した。

番号	ご質問	説明日	回答(要約)	
	-200	20/10	補正の状況	
N. O	【航空機落下】 航空機落下火災の影響評価について、事業変更許可申請書に記載されている評価条件、評価結果と差異がある場合には、説明すること。	令和2年11月19日	回答(要約)	航空機落下による影響評価に係る評価条件及び評価における数値の差異の理由は、許可書における廃棄物管理施設全体の網羅的な評価に対して、固体廃 棄物減容処理施設固有の設計仕様を反映し、対象航空機の追加等に対する評価をした。
N0.8			申請書への反映	評価条件及び評価における数値の差異の理由を設工認申請書に追加した。また、変更している評価条件及び評価における数値についても設工認申請書に 追加した。
No.9	【近隣工場等の火災】 近隣工場等の火災の影響評価について、タンクローリ及び給油車の 爆発源の高さの設定根拠を説明すること。	令和元年7月24日	回答(要約)	タンクローリ及び給油車の爆発高さは、車両の中心高さとした。これは、爆発源の高さは、爆発による破壊作用は車両全体に及ぶと想定し、その爆発中心は車両の中心と仮定し、車両の全高の半分の値とした。なお、全高については、搭載量ごとに一般的な車両カタログを参考に値を設定した。
			申請書への反映	タンクローリ及び給油車の爆発源の高さの設定根拠を設工認申請書に追加した。
No.10	【近隣工場等の火災】 その他近隣工場等の火災の影響評価について、事業変更許可申請書 に記載されている評価条件、評価結果と差異がある場合には、説明 すること。	令和2年11月19日	回答(要約)	許可書における廃棄物管理施設全体の網羅的な評価に対して、固体廃棄物減容処理施設固有の設計仕様を反映し、評価したものと、許可書の評価に対して、より厳しい条件を想定して評価をしたものがあるため。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	評価条件及び評価における数値の差異の理由を設工認申請書に追加した。また、変更している評価条件及び評価における数値についても設工認申請書に 追加した。
No.11	【内部火災】 資料1-3-3 P 添IV-6 漏電火災警報器(漏電遮断器)の設置場所及び 対象設備を示すこと。	令和元年8月8日	回答(要約)	漏電火災警報器は、ラスモルタル造の建築物に設置義務(消防法施行令第22条)があり、鉄筋コンクリート造の固体廃棄物減容処理施設では、これを設置しない。 置しない。 なお、漏電対策としては、経済産業省の電気設備の技術基準の解釈第36条「地絡遮断装置等の施設」に基づき、地絡遮断装置として漏電遮断器を設置している。
			申請書への反映	漏電遮断器に係る説明を設工認申請書に追加した。
No.12	【内部火災】 基準適合性の説明において、「実用上可能な限り」、「原則として」、「やむを得ず」との記述があるが、所定の火災防護対策を取らない場合は、その理由、対象となる設備や具体的な代替の火災防護対策を説明すること。	令和元年9月13日	回答(要約)	具体的な代替の火災防護対策については、設備的な対策として、消火設備である消火器、消火栓設備及びガス消火設備並びに通報連絡設備を設置する。また火災検知器による速やかな検知を行う。人員組織的な対策として、火災検知器による早期発見の通報連絡体制を構築する。さらに、運用による対策として、火元の除去として火災源の接近を妨げるほか、エアラインスーツによる保全作業については、火気取扱が想定されることから、防火エプロン等の保護具による養生を実施する。
			申請書への反映	基準適合性の説明に「実用上可能な限り」、「原則として」、「やむを得ず」に係る説明及び具体的な代替の火災防護対策を設工認申請書に追加した。
No.12	【内部火災】 消火設備及び警報設備は、「故障、損壊又は異常な作動により施設 の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがない設計」としているが、 具体的な設計を説明すること。	令和元年7月19日	回答(要約)	消火設備及び警報設備に故障、損壊又は異常な作動時並びに電源喪失が生じた場合には、監視者が常駐する2階運転監視室に設置した自動火災報知設備 の受信機及び二酸化炭素消火設備制御盤にて検知し、発報することで、初動対応及び影響の拡大防止をする設計としている。
140.13			申請書への反映	基準適合性の説明に「故障、損壊又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがない設計」に係る説明を設工認申請書に追加した。
No.14	【内部火災】 内部火災の影響評価(計V-1-2)について、火災荷重のうち可燃性 物質(その他)の熱含有量の設定根拠を説明すること。	令和元年9月13日	回答(要約)	「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に記載されている熱含有量は、「ケーブル、潤滑油、チャコール、紙、ゴム、燃料油」のため、可燃性物質のうち、「ケーブル」及び「紙」以外の酢酸ビニール、ポリエチレン、塩化ビニール、布、ゴム、木材を、「その他」として、本ガイドに記載の熱含有量の最大の値(燃料油:44,991 kJ/ℓ)を用いて評価した。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に与える影響はない。
			申請書への反映	火災荷重のうち可燃性物質(その他)の熱含有量の設定根拠を設工認申請書に追加した。

番号	ご質問	説明日	回答 (要約)	
田勺	CRIM	D/C-271 H		補正の状況
No.15	【内部火災】 施設の火災荷重評価及び火災防護対象の安全機能への影響評価について、事業変更許可申請書における各々の評価との差異について、 説明すること。	令和2年11月19日	回答(要約)	固体廃棄物減容処理施設固有の設計仕様を反映し、火災源の材質別の仕様に対して評価したため。なお、本条件による影響評価の結果、施設の安全性に 与える影響はない。
			申請書への反映	内部火災の影響評価に係る評価の差異の理由を設工認申請書に追加した。また、変更している評価条件及び評価における数値についても設工認申請書に 追加した。
No.16	【内部火災】 事業変更許可申請書(第四条-8)では、インセルフィルタは火炎防止型のフィルタを設けるとしているが、本-1-87 焼却溶融設備の排ガス処理装置のセル内フィルタは火炎防止型であるか説明すること。	令和元年8月8日	回答(要約)	セル内フィルタは、焼却溶融炉から発生する排ガスを処理対象としており、この排ガス系統は閉じられた系統であるため、火炎は到達しない。このため、セル内フィルタは、火炎防止型としていない。
			申請書への反映	セル内フィルタが火炎防止型でない理由、セル内フィルタに火炎(飛灰)がこないことの説明を設工認申請書に追加した。
	【内部火災】 事業変更許可申請書(第四条-10)では、固体廃棄物減容処理施設 は、建築基準法に基づき、防火区画を設けるとしているが、本申請 において防火区画を図面等で示すこと。	令和元年8月8日	回答(要約)	固体廃棄物減容処理施設における建築基準法に基づく防火区画を図示した。
			申請書への反映	防火区画の図面を設工認申請書に追加した。
No.17	・防火ダンパーの免除により、高温の空気が下流に流れ、排風機の 駆動性に影響を与えるのか説明のこと。	令和3年2月5日	回答(要約)	運用により、作業員が閉じ込めの安全機能であるセル系排気設備を維持したまま、管理区域系・フード系・グローブボックス系排気設備の停止をする。 セル系排気設備には、セル内に設置している排気設備の吸い込み口にあるインセルフィルタを火炎防止型としている。したがって、排風機の駆動性に影響はない。
			申請書への反映	運用での対応であり、停電時及び火災発生時には、大洗研究所の事故対策規則等に基づく環境保全部が定める要領及び廃棄物管理施設保安規定に基づき 作成する下部規定により対応することを設工認申請書に追加した。
No.18	【内部火災】 事業変更許可申請書(第四条-12)では、固体廃棄物減容処理施設 は、管理区域で発生した火災が運転監視室に悪影響を与えないよう 系統を分離した設計であり、非管理区域と管理区域は壁又は防火扉	令和元年8月8日 b	回答(要約)	固体廃棄物減容処理施設における建築基準法に基づく防火扉を図示した。また、汚染検査室の扉(操作室との境界)は防火扉であることを確認した。
	で仕切られているとしているが、本申請において防火扉を建家平面 図で示すこと。 ・汚染検査室の扉(操作室との境界)は防火扉であるのか再確認の こと。		申請書への反映	非管理区域、汚染検査室の扉(操作室との境界)を含め、防火扉の図面を設工認申請書に追加した。
No.19	【内部火災】 事業変更許可申請書(第四条-13)では、火災を検知した場合の火 災信号は、固体廃棄物減容処理施設では、運転監視室及び警備所に 送信し、警報盤に表示するとしているが、本申請において警備所に 送信することを示すこと。	令和元年8月8日	回答(要約)	警備所に送信することを申請書に追加する。 固体廃棄物減容処理施設で火災を検知した際は、自動火災報知設備及びセル内に設置しているガス消火設備の感知器の信号を、2階運転監視室に設置している受信機に出力し、2階運転監視室及びエントランスホールに表示するとともに、南門警備所に接続することで、常時監視を行う。
			申請書への反映	火災信号を運転監視室及び警備所に送信して警報盤に表示する設計の説明を設工認申請書に追加した。
No.20	【内部火災】 本-1-9 減容処理設備の焼却溶融炉、排ガス処理装置、溶融物を受けるるつぼ及び輻射熱を抑えるスリーブは、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用し、るつぼは溶融ごとに交換する設計とすることについて、詳細に説明すること。	令和元年8月8日	回答(要約)	焼却溶融炉本体は、アルミナ質セメントを用いている。排ガス処理装置のうち、焼却溶融炉後から排ガス洗浄塔までの接ガス部はハステロイ材、排ガス 洗浄塔後からルテニウム吸着塔まではステンレス鋼(SUS304L)を用いている。るつぼはアルミナ系セラミックスで、スリープはシリカ系セラミック スを用いている。なお、るつぼは溶融物と一体化するため分離することができない。従って、るつぼは溶融毎に交換する設計となる。
			申請書への反映	焼却溶融炉、排ガス処理装置、溶融物を受けるるつぼ及び輻射熱を抑えるスリーブの耐火性、耐熱性及び耐食性に係る説明を設工認申請書に追加した。 また、るつぼが溶融毎に交換する設計であることの説明を設工認申請書に追加した。

番号	ご質問	説明日	回答(要約)	
				補正の状況
No.21	【その他】 その他内部火災の影響評価について、事業変更許可申請書に記載さ 1 れている評価条件、評価結果と差異がある場合には、説明すること。	令和元年7月19日	回答(要約)	その他内部火災の影響評価についての差異はない。
				申請書への反映事項はない。
No.2.	【その他】 設計及び工事の方法の認可申請設備機器の保守用品(取替えに設工 認を必要としない設備機器)について、各設備の安全機能上の全体 的な構成範囲を図面等で示した上で、保守用品の対象範囲及びその 2 妥当性を示すこと。 ・更新や交換等の基本方針、工事の定義について、資料に記載のこと。また、『試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及 び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について』との適合性も説明のこと。		回答(要約)	保守用品の対象範囲及びその妥当性を設工認申請書に追加した。 なお、保守用品は、『試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について』に基づ き、廃棄物管理規則並びに保安規定及び品質マネジメント計画書の要求事項に基づく活動として、①設工認記載の変更を伴わないもの、②維持する必要 のある安全機能を損なわないもの、③設計上、交換を前提としているもの、④構造上交換が可能であるもの、の全てを満足するものである。 保守用品の更新や交換等の基本方針を設工認申請書に追加した。また、『試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審 査並びに使用前確認等の進め方について』との適合についても設工認申請書に追加した。
	[その他]			前処理セル(分別エリア)内及び焼却溶融セル内の機器補修のため、保守ホールのハッチを開放し機器を保守ホールに吊り上げる場合、線源となる汚染
No.23	添付書類 減容処理設備のハッチに関する線量評価計算書におい て、ハッチのうち保守ホールのハッチのみハッチ開放時の線量評価 を実施した理由について、説明すること。	令和2年11月25日	回答(要約)	機器の遮蔽は建家の壁等にて担うことになるため、保守ホールのハッチ開放状態のモデルで線量評価を行った。
			申請書への反映	保守ホールのハッチのみハッチ開放時の線量評価を実施した理由を設工認申請書に追加した。